

第Ⅲ部

施策編

第 1 章

自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築

- 第 1 節 メガ FTA の進展（CPTPP、日 EU・EPA、RCEP）等
- 第 2 節 投資関連協定
- 第 3 節 日米経済関係
- 第 4 節 WTO
- 第 5 節 G7/G20 及び OECD 関連会合
- 第 6 節 APEC

第1章

自由で公正な高いレベルの 通商ルールの構築

第2部においては、大きく転換するグローバル経済について紹介したが、こうした状況下では、自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築の重要性が益々高まっている。2017年には、我が国はTPP11に署名し、また日EU・EPAについても交渉妥結に至るなど、大きな進展がみられた。

第1章では、我が国による自由で公正な高いレベルの通商ルールの構築に向けた取組について、メガFTA、日米経済関係、WTO、G7、G20、OECD、APECの直近の動きを含めて紹介していく。

第2章では、今回第2部で取り上げた中国をはじめ、ASEAN・大洋州、インド、ロシア、中東及びアフリ

カに関して、主に2017年度中の我が国の取り組みを紹介していく。

昨年の通商白書では、貿易によるメリットを享受する裾野を拡大していくための包摂的な通商政策の重要性を論じた。第3章では、TPP11及び日EU・EPAの発効を見据え、中堅・中小企業等がこれらの発効によりメリットが得られるよう取りまとめられた「総合的なTPP等関連政策大綱」の内容を紹介する。また、中堅・中小企業の海外展開を支援する「新輸出大国コンソーシアム」による支援状況や食品輸出支援の状況を紹介する。

第1節

メガFTAの進展（CPTPP、日EU・EPA、RCEP）等

1. 経済連携協定（EPA/FTA）の意義

経済連携の推進は、輸出企業にとっては、関税削減等を通じた輸出競争力の維持又は強化の面で意義があり、他方で、外国に投資財産を有する企業やサービスを提供する企業にとっては、海外で事業を展開しやすい環境が整備されるという点で意義がある。輸出の面では、関税削減によって我が国からの輸出品の競争力を高められる。メキシコでは乗用車に20%、マレーシアではエアコンに30%、インドネシアではブルドーザーに10%の関税が課されているが、EPAを利用した場合、これらの関税がゼロになる。海外で事業を行う企業に対しては、投資財産の保護、海外事業で得た利益を我が国へ送金することの自由の確保、現地労働者の雇用等を企業へ要求することの制限・禁止、民間企業同士で交わされる技術移転契約の金額及び有効期間への政府の介入の禁止等の約束を政府同士で行うことにより、海外投資の法的安定性を高めている。また、外国でのサービス業の展開に関しては、外資の出資制

限や拠点設置要求等の禁止、パブリックコメント等による手続の透明性確保等、日本企業が海外で安心して事業を行なうためのルールを定めている。

この他にも、我が国のEPAでは、締約国のビジネス環境を改善するための枠組みとして、「ビジネス環境の整備に関する委員会」の設置に係る規定を設けている。「ビジネス環境の整備に関する委員会」では、政府代表者に加え、民間企業代表者も参加して、外国に進出している日本企業が抱えるビジネス上の様々な問題点について、相手国政府関係者と直接議論することができる。これまでの「ビジネス環境の整備に関する委員会」の成果として、メキシコとは模倣品取り締りのためのホットライン設置に合意し、マレーシアとは治安向上のためパトロールの強化や監視カメラの増設等を実現してきている。

2. 経済連携 (EPA/FTA) を巡る動向

世界を見渡すと、これまでに多くの国が EPA/FTA を締結してきている。WTO への通報件数を見ると、1948 年から 1994 年の間に GATT に通報された RTA (FTA や関税同盟等) は 124 件であったが、1995 年の WTO 創設以降、400 を超える RTA が通報されており、2018 年 3 月 30 日時点で GATT/WTO に通報された発効済 RTA は 456 件に上る¹。

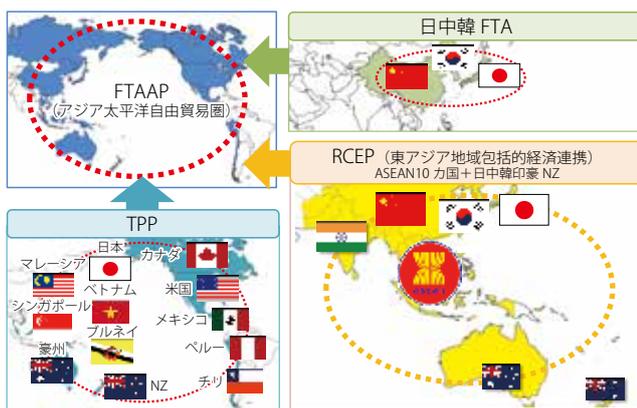
特に、アジア太平洋地域においては、2010 年 3 月に TPP 協定交渉が開始 (我が国は 2013 年 7 月に交渉に参加)、2013 年 3 月には日中韓 FTA、5 月には RCEP についてそれぞれ交渉が開始されているほか、それらを道筋として、APEC 参加国・地域との間で、

アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP: エフタープ) の実現が目指されている。(第Ⅲ-1-1-1 図)

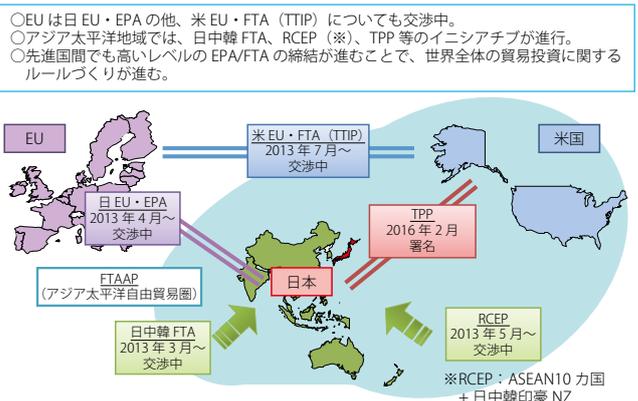
また、2013 年 4 月には日本と EU の間で日 EU・EPA 交渉、7 月には米国と EU の間で環大西洋パートナーシップ (TTIP) 協定交渉が開始されるなど、北米、欧州、アジア太平洋の各地域をつなぐ様々な経済連携の取組も同時並行で進行している。(第Ⅲ-1-1-2 図)

このような多層的な経済連携を通じて、我が国は自由貿易の旗手として、自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ世界に広げていくことを目指していく必要がある。

第Ⅲ-1-1-1 図 FTAAP への道筋



第Ⅲ-1-1-2 図 世界の FTA 動向



資料：経済産業省作成。

3. 我が国の経済連携を巡る取組

我が国は、2018 年 3 月現在、20 か国との間で 17 の経済連携協定を署名・発効済みである。また、現在 RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携交渉を推進中である (第Ⅲ-1-1-3 図、第Ⅲ-1-1-4 図)。

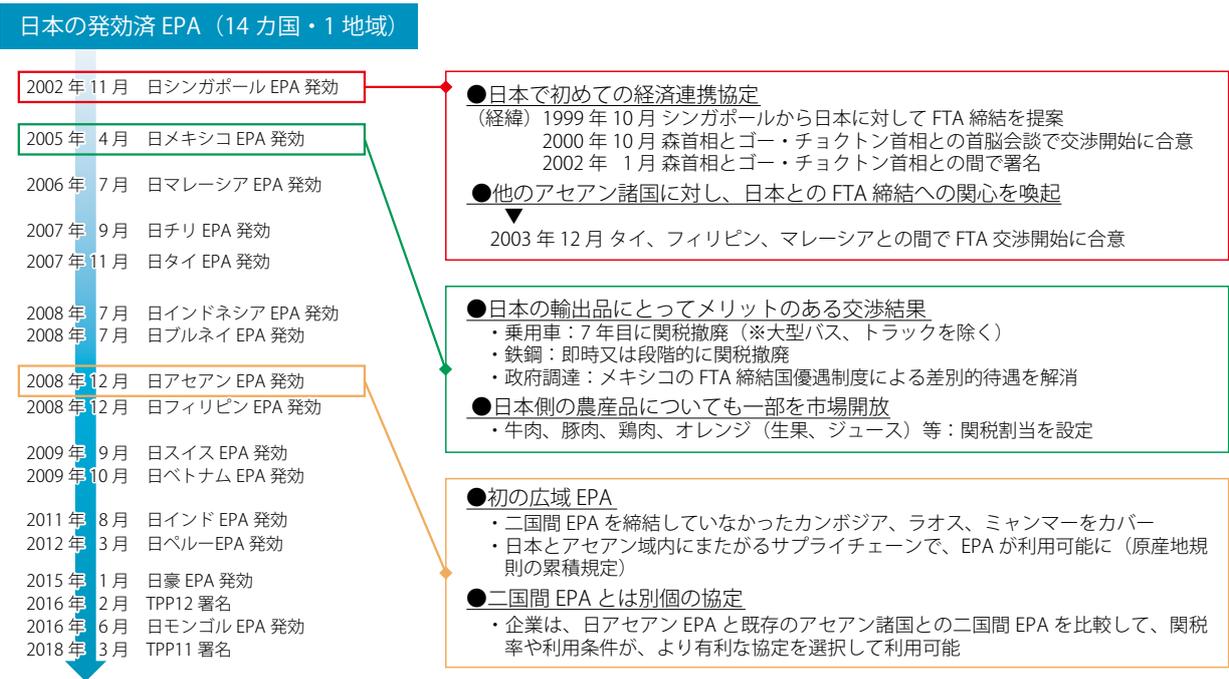
自由貿易の拡大、経済連携の推進は、我が国の通商政策の柱であり、世界に「経済連携の網」を張り巡らせることで、アジア太平洋地域の成長や大市場を取り込んでいくことが、我が国の成長にとって不可欠といえる。

「未来投資戦略 2017」(2017 年 6 月 9 日閣議決定)においても、「TPP 協定の発効に取り組むとともに、

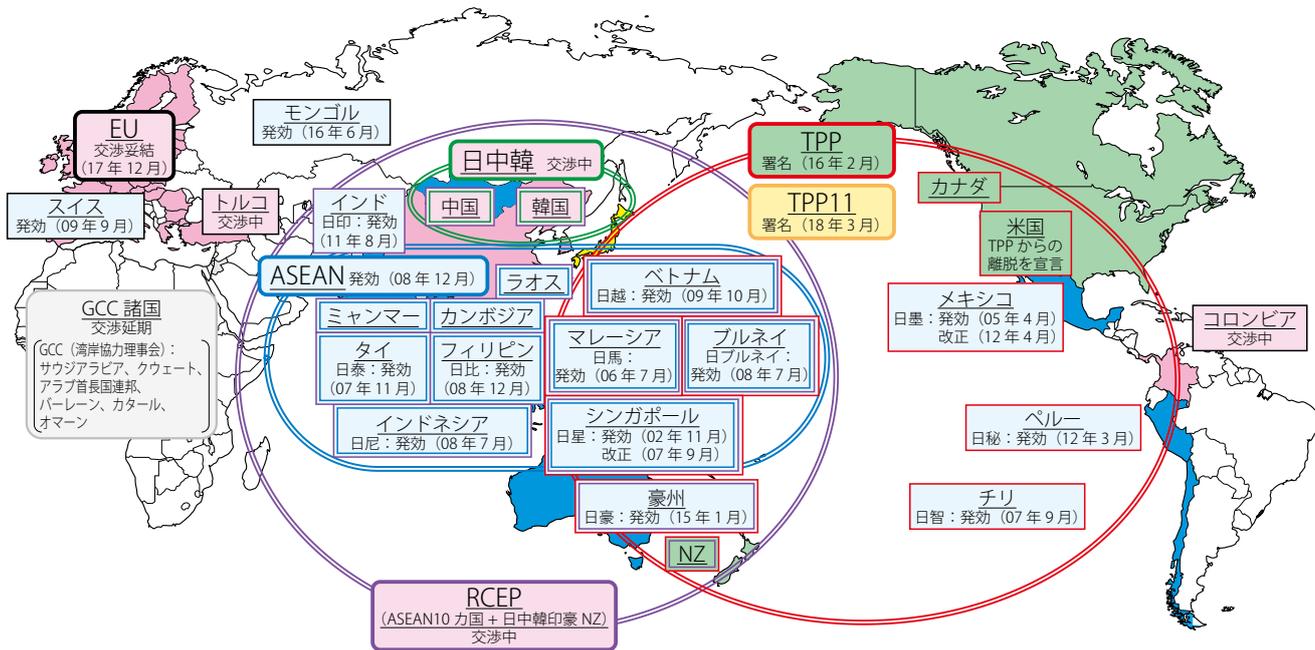
参加国・地域の拡大について議論を進めて行く。また、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの牽引者となることを目指す。」こととしている。また、引き続き「2018 年までに、FTA 比率 70% (2012 年: 18.9%) を目指す」ことを目標としており、交渉を進めているところである。(第Ⅲ-1-1-5 図)

¹ WTO ウェブサイトより http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm
なお、ここでいう RTA の数は、WTO への通報要綱に基づき、物品とサービス両方を含む RTA を二つの RTA としてカウントしたものの、当該 RTA を一つの RTA と数えた場合、2018 年 3 月 30 日時点での発効済 RTA は 285 件となる。

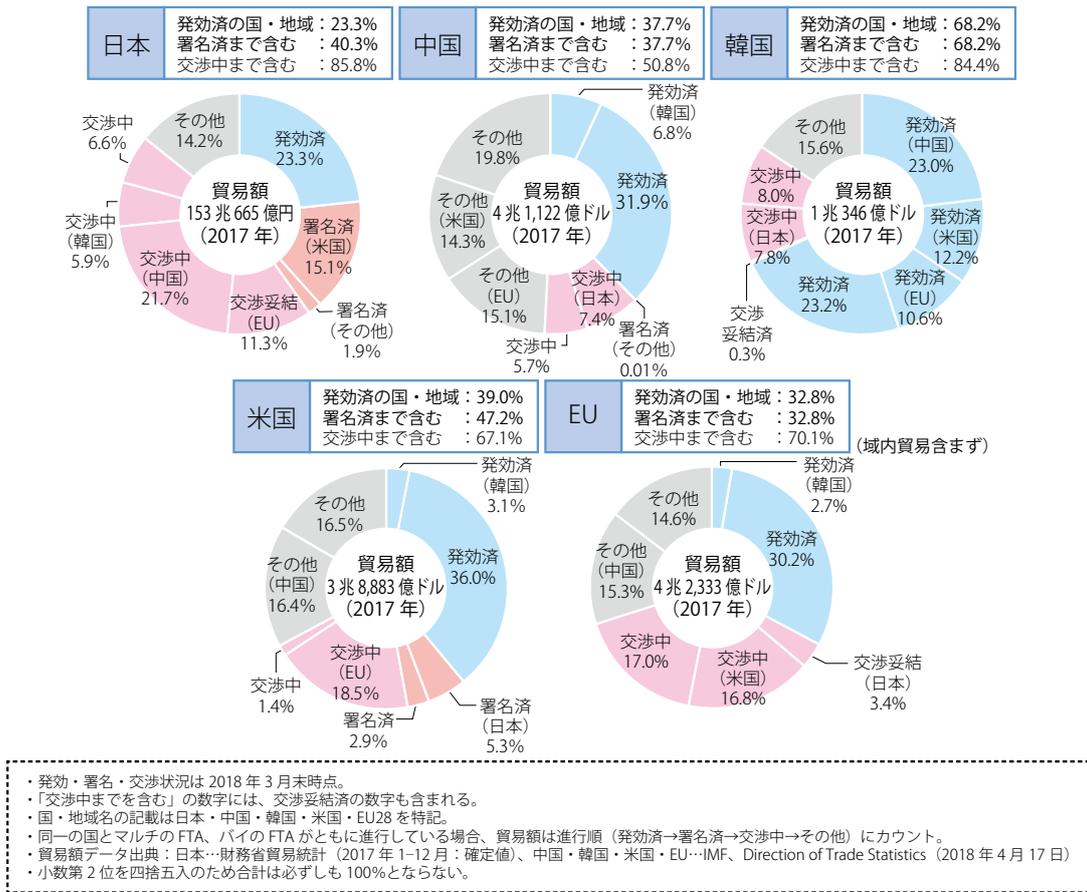
第Ⅲ-1-1-3 図 日本の EPA 交渉の歴史



第Ⅲ-1-1-4 図 日本の EPA 交渉の歴史経済連携の推進状況 (2018年3月現在)



第Ⅲ-1-1-5 図 各国の FTA カバー率比較



4. 我が国が推進中の経済連携

(1) TPP (環太平洋パートナーシップ) (2016年2月4日署名)

我が国は、環太平洋パートナーシップ協定(以下、TPP)に関し、2013年3月に参加を表明、同年7月から豪州、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、米国、ベトナムの11か国との交渉に参加した。その後の交渉を経て、2015年10月に米国アトランタで大筋合意に至り、2016年2月4日に署名がなされた。日本国内においては、2016年12月9日に、TPP協定が国会で承認されるとともに、関連法案が可決・成立した。その後、2017年1月20日、TPP協定原署名国12か国の中で最も早く国内手続完了の通報を協定の寄託国であるニュージーランドに対して行った。

一方、米国は、2017年1月30日に、TPP協定の締約国になる意図がないことを通知する書簡を協定の寄託国であるニュージーランド及びTPP協定署名国各国に対して発出した。

(2) CPTPP (環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定) (2018年3月8日署名)

2017年1月に米国がTPPからの離脱を参加各国に通告した後、同年3月15日にチリにおいてTPP閣僚会合が開催された。閣僚会合の結果、米国を除くTPP協定署名11か国が今後も結束して対応することを確認する共同声明が発出された。

共同声明を踏まえ、2017年5月21日にベトナムでTPP閣僚会合が開催された。本会合では、原署名国の参加を促進する方策も含めた、TPPの早期発効のための選択肢の検討を11月のAPEC首脳会合までに完了させること等に合意した。その後7月に日本、8月豪州、9月・10月と日本で首席交渉官会合が開催された。

11月9日にベトナムにおいてTPP閣僚会合が開催された。新協定の条文、凍結リスト等を含む合意パッケージに全閣僚が合意(大筋合意)した。翌10日の閣僚会合で、閣僚合意内容を確認、閣僚声明を作成し

た。閣僚声明には①11か国によるTPP(以下TPP11)について合意に達したこと、②TPP11が、TPPの高い水準、全体的なバランスを維持していること等が盛り込まれた。

2018年1月に東京で首席交渉官会合が開催され、11か国間でTPP11の協定文が最終的に確定した。

3月8日午後3時(現地時間)、チリにおいてTPP11協定の署名を実現した。今後は各国が国内手続きを進め、早期発効を目指す。

TPP11は前文の他、7条の条文から成る。第1条においてTPP協定の組込みを、第2条において停止する項目(凍結項目)を規定。TPP協定の高い水準を維持しつつもTPP11に参加している国が全て合意できる内容にするという、バランスの取れた協定内容となっている。TPP11の発効によって、モノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、電子商取引、国有企業の規律、環境など、幅広い分野で21世紀型のルールを、アジア太平洋に構築し、自由で公正な巨大市場を作り出すことが期待される。

(3) 日EU・EPA(交渉妥結)

アジア太平洋地域以外の主要国・地域との取組として、EUとのEPA交渉が挙げられる。我が国とEUは、世界人口の約1割、貿易額の約3割(EU域内を除くと約2割)、GDPの約3割を占める重要な経済的パートナーであり、日EU・EPAは、日EU間の貿易投資を拡大し、我が国の経済成長をもたらすとともに、世界の貿易・投資のルール作りの先導役を果たすものといえる。

EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、2016年10月には先進国であるカナダとの包括的経済・貿易協定(CETA: the Comprehensive Economic and Trade Agreement)に署名した。また、南米南部共同市場(メルコスール)との自由貿易協定(EU-Mercosur Free Trade Agreement)が交渉中である。

日EU・EPAについては、2009年5月の日EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌2010年4月の日EU定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日EU経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同

検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の大枠(交渉の「範囲(scope)」及び「野心のレベル(level of ambition)」)を定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

翌2012年にかけて実施したスコーピング作業の終了を受け、同年11月のEU外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限(マンデート)を取得した。2013年3月に行われた日EU首脳電話会談において、日EU・EPA及び戦略パートナーシップ協定(SPA)の交渉開始に合意した。交渉において、日本側はEU側の鉱工業品等の高関税の撤廃(例:乗用車10%、電子機器最大14%)や日本企業が欧州で直面する規制上の問題の改善等を要望した。他方、EU側は、農産品等の市場アクセスの改善、非関税措置(自動車、化学品、電子機器、食品安全、加工食品、医療機器、医薬品等の分野)への対応、地理的表示(GI)の保護、政府調達、持続可能な開発等を要望した。

2017年4月までに計18回の交渉会合が開催された後、同年7月に大枠合意、同年12月には、安倍内閣総理大臣とユンカー欧州委員会委員長が電話会談を実施し、交渉妥結に達したことを確認した。

(4) 東アジア地域包括的経済連携(RCEP(アールセップ): Regional Comprehensive Economic Partnership)(交渉中)

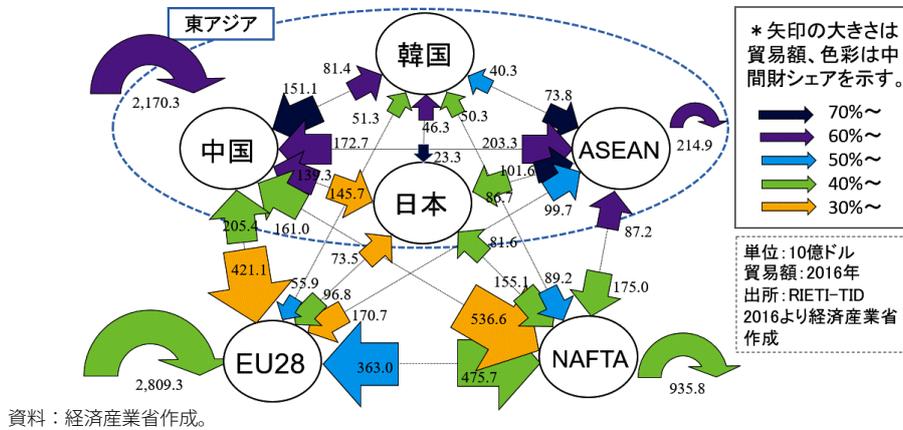
RCEPは、世界全体の人口の約半分、GDPの約3割を占める広域経済圏を創設するものであり、最終的にはFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)の実現に寄与する重要な地域的取組の一つである。

東アジア地域では、既に高度なサプライチェーンが構築されている(第Ⅲ-1-1-6図)が、この地域内における更なる貿易・投資の自由化は、地域経済統合の拡大・深化に重要な役割を果たす。

この地域全体を覆う広域EPAが実現すれば、企業は最適な生産配分・立地戦略を実現した効率的な生産ネットワークを構築することが可能となり、東アジア地域における産業の国際競争力の強化につながる事が期待される。また、ルールの統一化や手続の簡素化によってEPAを活用する企業の負担軽減が図られる(第Ⅲ-1-1-7図)。

第Ⅲ-1-1-6 図 東アジア地域におけるサプライチェーンの実態

- 多くの中間財(部品)が日本、韓国及びASEANから中国に輸出され、中国で組み立てられ た完成品が北米・EU等の大市場国に輸出されている。
- 東アジアにわたって構築されたサプライチェーンをカバーする経済連携の実現が重要。



第Ⅲ-1-1-7 図 RCEP 参加の意義

東アジア地域のサプライチェーンネットワークの統合

- ・ 東アジア地域内外への成長市場への輸出促進のため、企業のサプライチェーンの統合が必要。
- ・ 現在、各 EPA においてそれぞれ違ったルールが定められており、企業活動の妨げとなっている（例、原産地規則等）。RCEP のもと、簡素で企業にとって使いやすいルールに統一することで、国境を越えたサプライチェーンネットワーク構築を促進する。



2012年11月のASEAN関連首脳会議において、「RCEP交渉の基本方針及び目的」が16か国（ASEAN10か国及び日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランド）の首脳によって承認され、RCEPの交渉立ち上げが宣言された。

基本方針には、「現代的な、包括的な、質の高い、かつ、互恵的な経済連携協定」を達成すること、物品・サービス・投資以外に、知的財産・競争・経済技術協力・紛争解決を交渉分野とすること、が盛り込まれている。第1回RCEP交渉会合は、2013年5月にブルネイで開催され、高級実務者による全体会合に加えて物品貿易、サービス貿易及び投資に関する各作業部会が開催された。

第1回交渉会合が開催されて以降、2018年5月ま

で10回の閣僚会合、22回の交渉会合が開催されている。2017年11月には、RCEP首脳会議が開催された。会議後、共同首脳声明が発出され、①市場アクセス・ルール・協力を柱とした質の高い協定の妥結を目指すことを再確認し、②RCEP交渉の妥結に向けて、2018年に一層努力することが閣僚及び事務方に指示された。

現在、貿易交渉委員会(Trade Negotiating Committee)に加え、物品貿易、原産地規則、税関手続・貿易円滑化、衛生植物検疫措置(SPS)、任意規格・強制規格・適合性評価手続(STRACAP)、貿易救済、サービス貿易、金融サービス、電気通信サービス、人の移動、投資、競争、知的財産、電子商取引、中小企業、経済技術協力、政府調達、紛争解決という幅広い

分野について交渉が行われている。

(5) 日中韓 FTA (交渉中)

日中韓3か国は、世界における主要な経済プレイヤーであり、3か国のGDP及び貿易額は、世界全体のGDP及び貿易額の約2割を占める。日中韓FTAは、3か国間の貿易・投資を促進するのみならず、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の実現にも寄与する重要な地域的取組の一つである。

2013年3月に交渉を開始して以降、2018年3月までに計13回の首席代表による交渉会合を実施し、物品貿易、原産地規則、税関手続、貿易救済、物品ルール、サービス貿易、投資、競争、知的財産、衛生植物検疫(SPS)、貿易の技術的障害(TBT)、法的事項、電子商取引、環境、協力、政府調達、金融サービス、電気通信サービス、自然人の移動等の広範な分野について議論を行っている。

また、2015年10月の日中韓経済貿易大臣会合及び同年11月の日中韓サミットでは、包括的かつ高いレベルの協定の実現を目指し交渉を加速化していくことが確認された。加えて、2016年10月の日中韓経済貿易大臣会合では、日中韓FTA独自の価値を追求して一層努力していくことを確認した。

(6) 日ASEAN 包括的経済連携(AJCEP) 協定 (サービス貿易章・投資章交渉終結)

ASEAN全加盟国とのEPAである日・ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、2008年12月から加盟国との間で順次発効している。2010年10月より交渉が行われていたAJCEP協定のサービス貿易章・投資章については3年にわたる交渉を経てルール部分について実質合意に至り、2013年12月の日・ASEAN特別首脳会議において同成果は各国首脳に歓迎された。その後、残された技術的論点の調整等を実施した結果、2017年11月の日ASEAN非公式経済大臣会合において、AJCEP協定にサービス貿易・投資に係る規定を追加する改正議定書についても、閣僚レベルの交渉終結に合意した。今後は、改正議定書の早期署名に向けた法的精査を進めることとなった。

(7) 日GCC・FTA (交渉延期)

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC(湾岸協力理事会)諸国とのFTAについては、2006年9月に交渉が開始され、2009年3月までに2回の正式会合と4回の中間会合が実施された。しかし同年7月に、GCC側の要請により交渉が延期されており、現在、我が国は交渉再開に向けて働きかけを行っている。

この地域は、我が国の原油輸入量全体の約77%(2016年)を占め、また我が国からの総輸出額も約2.1兆円に達する(2016年)。さらに、人口増加に伴う大規模なインフラ整備の需要があり、各国による、官民一体となった売り込みが積極的に展開されている。貿易・投資拡大及び我が国のエネルギー安全保障の観点に加えて、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが重要である。

(8) 日カナダ EPA (交渉中)

日・カナダEPA交渉については、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。共同研究の報告書を受け、2012年3月の日・カナダ首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間EPAの交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に行われ、直近では2014年11月に第7回交渉会合が開催された。

(9) 日コロンビア EPA (交渉中)

コロンビアは、2016年11月にコロンビア政府とコロンビア革命軍(FARC)の間での和平合意が議会で承認され、直近の成長率見通しも良好(2017年1.8%から2018年2.7%)が見込まれる人口4,900万人の市場であり、EPAを通じた貿易・投資環境の改善により輸出入及び日本企業によるコロンビアへの投資の拡大が期待される。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、中南米諸国・米国・カナダ・EU、及び韓国とのFTAが発効済みである。

2011年9月の日・コロンビア首脳会談において、日・コロンビアEPAの共同研究の立ち上げが合意されたことを受けて共同研究が開始され、2012年7月にあり得べきEPAは両国に多大な利益をもたらすことに資するとの報告書が取りまとめられた。同報告書を踏まえ2012年9月に行われた日・コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで合意し、

2012年12月に第1回交渉が開催された。

その後、2018年3月末までに、13回の交渉会合が開催された。また、2016年9月に続き同年11月にも行われた日・コロンビア首脳会談においては、両首脳は、交渉が最終段階にあり、交渉の早期妥結を目指すことを確認した。

(10) 日トルコEPA（交渉中）

トルコは高い成長率（今後5年で平均5%強）が見込まれる人口7,981万人の魅力的な市場を持つ。貿易・投資環境の改善による輸出入拡大が期待され、我が国企業の関心は高い。日・トルコ間の投資・ビジネス環境の改善や、第三国に劣後しない貿易の自由化や規律の策定を目指している。

トルコと我が国は2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日・トルコEPAの共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催され、同年7月に日本・トルコの両政府にEPA交渉開始を提言する共同研究報告書が発表された。

共同研究報告書を受けて、2014年1月に行われた日・トルコ首脳会談にて、両国はEPA交渉を開始することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催され、最近では2018年4月に第9回交渉会合が開催された。日・トルコEPAによって、欧州企業や韓国企業といった競合相手との競争条件の平等化を早急に図ることを通じ、トルコへの日本企業の輸出を後押し

するとともに、周辺国への輸出・新規参入を狙うハブとしての競争力を高めるべくトルコの投資環境関連制度の改善を図ることを目指す。

(11) 日韓EPA（交渉中断中）

韓国とのEPA交渉は2003年12月の交渉開始後、2004年11月の第6回交渉会合を最後に中断している。

(12) EPAの活用と見直し（ライフサイクル）

以上、現在交渉中、交渉開始に合意したEPA/FTAを紹介したが、グローバルに展開するビジネスの要請に応えるには、このような新たな協定締結に向けた取組に加えて、EPA/FTAの円滑な利用促進、既存EPAの見直しも重要である。

現在、我が国の発効済みEPAにおいては企業による活用も浸透し始め、「活用・運用段階」にあるといえる。今後、

- ①政府のみならずJETRO²、日本商工会議所³、業界団体等による積極的なEPAの普及啓蒙・利活用率の向上・着実な執行、
 - ②「ビジネス環境の整備に関する委員会」等の場を通じた両国政府・民間企業代表者を交えた協議⁴
 - ③EPAの利活用実態やニーズ、国際的な通商ルール形成の動向を踏まえた協定見直し⁵
- 等、いわば「EPAのライフサイクル」にわたって、EPAを活用し、見直すことを通じて質を高めていくことが重要であるといえる。

2 EPA 利活用（日本企業の方）<https://www.jetro.go.jp/theme/wto-fta/epa/>

アドバイザー等海外進出企業の支援サービス（在海外企業の方）<https://www.jetro.go.jp/services/advisor/>

3 第一種特定原産地証明書の指定発給機関 <http://www.jcci.or.jp/international/certificates-of-origin/>

4 ビジネス環境の整備に関する委員会 http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/about/business.html

5 日・タイEPA(2007年発効)、日・インドネシアEPA(2008年発効)、日・フィリピンEPA(2008年発効)については、見直しの議論中。